

広報



# ごよがわら

発行所  
五所川原市役所  
480号  
昭和55年10月1日  
印刷 西北印刷

市の人口 男 25,587人  
52,849人 女 27,262人

世帯数 14,469  
(昭和55年9月1日現在) 住民基本台帳から

## 「豊かな社会建設」を宣言

### 第23回社会福祉大会

「隣人愛をもって気の毒な人をなくしよう」  
「小さな親切によって住みよい世の中にしよう」をスローガンに掲げた、第二十三回市社会福祉大会が九

月十八日市民文化会館に關係者二百五十人が出席して行われました。大会では、「これを契機に使命の重大さを自覚し、社会福祉活動を強化して地域

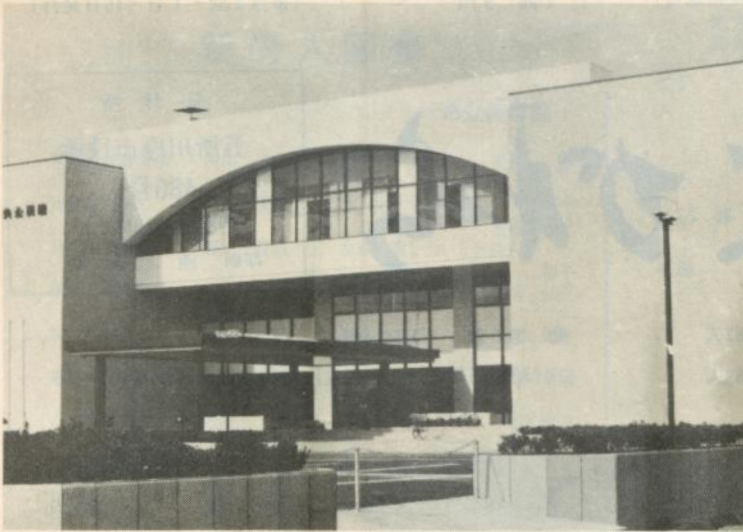
住民の福祉を守り、明るい豊かな社会建設の実現を期することを誓います」と宣言。

さらに、「母子家庭、父子家庭の生活環境の改善を援助し、精神薄弱者の更生指導に協力します」など五項目を決議しました。大会ではまた、村上義照

県社協事務局次長が「八十年代の福祉について」と題して講演、福祉活動に功勞のあった四十六の個人、団体に感謝状を贈ったほか福祉活動十年以上の高橋竹五郎さん(松島支部)ら十五人を表彰しました。  
(写真)九月十八日、市民文化会館で)







# 社会教育の殿堂に

## 待望の中央公民館が完成

市が市制施行二十五周年記念事業のひとつとして、

し、十月一日落成式が行われました。

体育などあらゆるサークル活動ができる社会教育の殿

昨年七月から総工費七億三千万円を投じ駅東部に建設していた中央公民館が完成

県内でも最大級の規模である同館は、文化、教育、

堂で、市民から完成が待たれていました。

### 集会兼体育室も

完成した中央公民館は、約五千七百五十二平方メートルの敷地に、鉄筋コンクリート(一部鉄骨)三階建て、延べ面積三千七百八十平方メートルの大規模なもの。

### 六十台の駐車スペース

一階は、ステージを備えた大集会室、老人室、事務室、ロビーなどが配置されています。集会室は、パレオコート二面程度がとれるようになっており、体力づくりの場としても活用できます。二階は、公民館活動を主体とした大小会議室三室のほか、工芸・音楽・図書・視聴覚室も完備、三階は、百四十畳敷きの大広間、料理・作法室を備えており、結婚披露宴会場に利用できます。

### ご利用を

十月二日から開館しますのでご利用下さい。

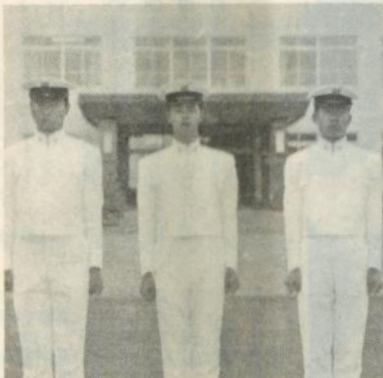
所在地 鎌谷町一―一―

七

☐でんわ ⑤六〇五六―八

番

### 防衛大学の学生募集案内



- 受験資格 56年4月1日現在で18歳以上21歳未満の高校卒業(または見込み)の男子
- 受付 10月1日~10月下旬
- 試験 1次 11月上旬、2次 12月上旬
- 試験科目
  - 理工学コース 国語・数学・理科・外国語
  - 人文・社会学コース 国語・数学・社会・外国語
- 待遇・その他
  - 学生の身分は国家公務員特別職であり衣・食住は無料のほか入学金・授業料等の費用は徴収しません。
  - 在学中は毎月48,600円の学生手当と年3回ボーナスが支給されます。

☐お問い合わせ 青森地方連絡部五所川原募集事務所 (☎⑤2305番)



# 天災資金の受付について

今年の凶作により稲作農家の方々は、大変お困りのことと思えます。国は資金援助のため天災融資法を発動する見込みとなっていますが、市では各金融機関(農協・市中銀行)及び米穀登録業者に連絡して、事前に借入金額について申込みを受けております。借入希望者で、まだ申込みをしていない方はお申し込み下さい。

### 資金の貸付条件

天 災 資 金	激じん災資金
利 率 年6.5%または5.5%	3 %
償 還 期 限 3年～6年以内	7年
貸付限度額 160万円以内	200万円以内

(注) 被害程度に応じて、貸付限度額が決定されます。また、重複被害者の場合、償還にあてるために必要な額が限度額に加算できます。

今回の冷害で農業者等のうち、他産業に就職を希望する方の雇用を確保するため、五所川原公共職業安定所では、被災就労希望者の申し込みを受け付けています。

○お問合わせ  
詳しくは、市商工観工課または市農林課へお問い合わせ下さい。

□申込み締切り 十月十日(金)

## 市の執務時間の変更

十月一日から市役所(病院を除く)の執務時間が次のように変更になります。

期間 十月一日から来年二月末日まで

月曜日から金曜日  
午前八時三十分から午後四時十五分まで(昼の休憩時間は、正午から午後零時四十五分まで)

土曜日  
午前八時三十分から午後零時十五分まで

## 冷害による市税の減免を実施

市では、今年の冷害による市税の減免を実施します。対象になる方は申請して下さい。

□減免対象者 農作物の被害が三〇%を超え、前年中の所得が四百万円以下の方で、農業所得以外の所得が百六十万円を超えない方が適用になります。

□減免の割合 最低二〇%から最高一〇〇%まで

## 被害農業者等に対する雇用対策

○税目・期別及び添付書類  
市(県)民税 三期、四期分  
国民健康保険税 二期、三期、四期分  
農業共済組合発行の被害証明書を添付すること。

## 積立分譲住宅購入者の補充受付

さきに広田団地の積立分譲住宅の購入者を募集しましたが、募集戸数に満たなかったため、次の要領で補充の申し込みを受け付けします。

△ 受付する積立区分 五十五年度募集、二年、三年積立

△ 受け付け及び締切り 先着順で募集戸数になり次第締切りとします。

△ 受け付け先 市都市計画課

△ お問い合わせ 詳細については、左記へお問い合わせ下さい。

青森県住宅供給公社(☎〇一七七三二六二三五番)  
市都市計画課(☎〇二二二二二番・内線二三三番)

## 広田団地

## 移動・巡回相談所

十月は次の日程で開設されます。

ご利用下さい。

□とき 十月八日(水)、十月二十一日(水)

午前十時から午後二時三十分まで

□ところ 市民文化会館別館(旧中央公民館)

青森県交通事故相談所

市・市民相談室



# 三種混合ワクチン接種

百日咳、ジフテリア、破傷風

## □対象幼児

生後24カ月～48カ月までの幼児です。

ただし、昨年1期として2回～3回接種した幼児には今回2期を接種しますが、1期終了後12カ月からの間隔を要するため今回の2期は最終回の3回目に接種することになります。

## □ご注意

- ◎母子健康手帳は必ず持参して下さい。
- ◎当日の朝、体温を計ってきて下さい。
- ◎お子さんの健康状態を良く知っている方がお連れ下さい。

## 地区別日程表

地区名	接種			実施場所	実施時間
	1回	2回	3回		
五小学区	10月20日(月)	11月19日(水)	12月17日(水)	旧中央公民館	午後1時～2時
三好地区	10月20日(月)	11月19日(水)	12月17日(水)	三好診療所	午後1時30分～2時
松島団地 松島地区	10月22日(水)	11月20日(水)	12月18日(水)	旧中央公民館	午後1時～2時
七和地区	10月22日(水)	11月20日(水)	12月18日(水)	七和支所	午後1時～1時30分
中川、梅沢、栄 毘沙門、みどり町	10月23日(木)	11月21日(金)	12月19日(金)	旧中央公民館	午後1時～2時
南小学区 飯詰地区	10月24日(金)	11月22日(土)	12月22日(月)	旧中央公民館	午後1時～2時
長橋地区	10月24日(金)	11月22日(土)	12月22日(月)	長橋診療所	午後1時～1時30分

△五小学区には小曲地区も含まれます。

# 国民年金の保険料免除を知っていますか

国民年金には、保険料を免除する制度があります。国民年金に加入しているも、毎日の生活が苦しいとか、生活保護を受けているなどで、保険料を納めたくても納められない方がいます。

## 免除保険料は追納を

これらの方は、保険料をそのままにしておくと、滞りになり、将来、年金を受取る事ができなくなりまうので、届出をすることによって、その期間の保険料を免除する制度を設けています。

国民年金の保険料は、失業したり、収入が少なかりたりして、納めるのが難しいときは、申請して免除を受けることができます。しかし、免除を受けるときに、将来老齢年金を受けるときに保険料を納めた方の場合の三分の一に減額され追納と言います。

国民年金の保険料は、失業したり、収入が少なかりたりして、納めるのが難しいときは、申請して免除を受けることができます。しかし、免除を受けるときに、将来老齢年金を受けるときに保険料を納めた方の場合の三分の一に減額され追納と言います。

できない場合は、そのまま放置しないで、できるだけ早く市社会課・国民年金係へ印鑑持参のうえ、免除の手続きをして下さい。

年度	1年分の保険料 円
45年度	4,950
46	5,400
47	6,300
48	7,650
49	11,400
50	13,200
51	16,800
52	26,400
53	32,760
54	39,600

ぜひ、この保険料追納制度をご利用されるようお勧めします。

右の表は四十五年度からの免除された、その年度の保険料です。例えば、四十六年度の免除された保険料は一カ年分で五千四百円です。詳しいことは、市社会課

## 米寿おめでとう

### 老人福祉大会で顕彰

昭和五十五年度の市老人福祉大会がこのほど市民文化会館で開かれ、満八十八歳の米寿を迎えたお年寄りや寝たきりのお年寄りを介護している方々に顕彰状や表彰状が贈られました。

- 米寿者
- 堀内なんこ(新町)、山本すへ(柳町)、三國谷やさ(川端町)

## 銃剣道教室(後期)

ふるってご参加を

- とき 毎週火曜日午後四時三十分から
- ところ 市民体育館、サブ体育館
- 対象 小・中・高校生
- 費用 スポーツ障害保険料
- 服装 スポーツウェア、ズツク靴
- お申込み 市内田町、高橋材木店(☎④二六四二番)
- 全日本銃剣道連盟五所川原協会

・国民年金係におたずね下さい。

- 野呂倉次郎(鎌谷町)、稲葉ふよ(錦町)、宮崎うめ(若葉三丁目)、川村嘉太郎(大町)、原みさ(若葉一丁目)
- 中村ふね(若葉)、木村タミ(高瀬)、小野三之丞(鶴ヶ岡)、一戸ちせ(藻川)、野宮ツヨ(飯詰)、泉谷おり(毘沙門)、北川いそ(長富)、藤森与三郎(沖飯詰)、松沢貞次(川山)、土岐与之助(梅田)、成田平内(中泉)、工藤くに(俵元)、堀内治右エ門(高野)、阿部みさ(羽野木沢)
- (敬称略)
- 寝たきり老人介護者 伊藤フヨ(漆川)、山口あ子(毘沙門)、工藤由五郎(幾島町)、斎藤キヨエ(前田野目、清野やし(松野木)、高橋イマ(藻川)
- (敬称略)



## 秋の狂犬病予防注射と登録

□料金 登録済みのもの

集合注射料 950円  
注射済票 300円 } 1,250円  
登録していないもの  
集合注射料 950円  
注射済票 300円 } 3,250円  
登録料 2,000円



◎犬の放し飼はできません。

- 犬の登録をしないと 狂犬病予防法 3万円  
第4条違反 } 以下の罰金
- 犬に注射をうけさせないと狂犬病予防法 罰金  
第5条違反
- 犬を放しておくこと 県飼犬の管理及び犬による  
危害の防止に関する条例第3条違反  
1万円以下の罰金。

月日	実施場所	実施時間
10月17日 (金)	湊地集会所	午前 9:30~10:30
	姥范集会所	10:40~11:00
	稲実屯支所	11:10~11:30
	市農協栄支所	11:40~12:00
	七ツ館(工藤理容所)	午後 0:50~1:10
	浅井(一戸商店)	1:20~1:40
	福山集会所	1:50~2:20
10月20日 (月)	豊成(りんご倉庫)	2:30~3:00
	野里集会所	午前 9:30~10:00
	神山(松野商店)	10:10~10:40
10月21日 (火)	野木(三上商店)	10:50~11:10
	福岡(佐々木商店)	11:20~11:40
	若山(石岡治男宅)	午後 0:40~1:00
	石田坂集会所	1:10~1:30
	興隆婦人ホーム	2:00~2:20
	下岩崎集会所	2:30~3:00
	飯詰支所	午前 9:30~10:40
10月22日 (水)	平町(渋谷俊一)	10:50~11:10
	金山(児童館)	11:30~12:00
	水野尾(集会所)	午後 1:00~1:20
	米田(米田精米所)	1:30~1:50
	松島支所	2:00~2:20
	一野坪(対馬静堅宅)	午前 9:30~9:50
	馬性集会所	10:00~10:20
10月23日 (木)	悪戸(高橋りんご店)	10:40~11:00
	川代田(外崎嘉四郎宅)	11:10~11:30
	漆川(くらお神社)	11:40~12:00
	十川(吉村商店)	午後 0:50~1:10
	桃崎(バス停)	1:20~1:40
	共栄集会所	午前 9:30~9:50
	長富集会所	10:00~10:20
10月24日 (金)	毘沙門支所	10:30~10:50
	毘沙門集会所	11:00~11:20
	沖飯詰集会所	11:30~12:00
	中川コミュニティーセンター	午後 0:50~1:20
	種井集会所	1:30~1:50
	小曲集会所	2:10~2:40
	沼田町(秋田谷旅館)	2:50~3:10
10月27日 (月)	広田・みどり町(陸奥燃料)	午前 9:30~10:00
	梅沢(教円寺)	10:10~10:30
	梅沢(成田理容所)	10:35~10:55
	梅沢支所	11:00~11:20
	中泉集会所	11:30~12:00
10月28日 (火)	七和支所	午後 1:10~1:40
	俵元警鐘台	午前 9:30~10:00
	原子集会所	10:10~10:50
	前田野目(西塚商店)	11:00~11:20
	派立(新谷啓一宅)	11:30~11:50
10月29日 (水)	高野(広峰神社)	午後 1:10~1:40
	石岡(寺田武道宅)	午前 9:30~9:50
	松島団地(松島ストア)	10:00~10:50
	松島団地(8丁目バス停)	11:00~11:50
	松島団地管理事務所	午後 1:00~2:00
10月30日 (木)	下平井町(工藤水道宅)	午前 9:30~10:20
	敷島町(敷島分院)	10:30~11:30
	旭町(旧消防署)	午後 1:00~2:00
10月31日 (金)	五所川原保健所	2:10~2:40
	平和町集会所	午前 9:30~11:00
	鎌谷町集会所	11:10~12:00
	三道集会所	午後 1:00~2:00
	下藻川屯所	午前 9:30~10:00
10月31日 (金)	上藻川市農協倉庫	10:10~10:30
	三好支所	10:40~11:20
	高瀬集会所	11:30~12:00
	田川(奈良商店)	午後 1:00~1:20
	新宮集会所	1:30~2:00
新宮団地森の家	2:10~2:50	

## 「母親学級」を開設

◎丈夫な赤ちゃんを生み育てるため、また安心してお産の準備ができるよう、五所川原保健所では次の日程で「母親学級」を開きます。ぜひご出席下さい。

- とき 10月8日(水)  
テーマ 「妊娠のよろこび」
- とき 10月22日(水)  
テーマ 「妊娠中の生活」
- とき 11月12日(水)  
テーマ 「出産」
- とき 11月26日(水)  
テーマ 「赤ちゃんの保育」

■受付時間及び場所 いずれも午後0時45分から1時まで、五所川原保健所。母子健康手帳をご持参下さい。

## 街頭献血のご案内

移動採血車「青い鳥号」が次の日程で街頭献血を行います。ご協力下さい。

□とき・ところ

△10月16日(木) ◎午前10時30分から正午まで  
鎌谷町・鎌谷集会所

◎午後1時30分から3時まで  
裏田町・尾崎自動車商会

△10月20日(月) ◎午前10時30分から正午まで  
市庁舎前

◎午後1時30分から3時まで  
裏田町・東北電力五所川原営業所

月日	実施場所	実施時間
10月28日 (火)	石岡(寺田武道宅)	午前 9:30~9:50
	松島団地(松島ストア)	10:00~10:50
	松島団地(8丁目バス停)	11:00~11:50
10月29日 (水)	松島団地管理事務所	午後 1:00~2:00
	下平井町(工藤水道宅)	午前 9:30~10:20
	敷島町(敷島分院)	10:30~11:30
10月30日 (木)	旭町(旧消防署)	午後 1:00~2:00
	五所川原保健所	2:10~2:40
10月31日 (金)	平和町集会所	午前 9:30~11:00
	鎌谷町集会所	11:10~12:00
	三道集会所	午後 1:00~2:00
10月31日 (金)	下藻川屯所	午前 9:30~10:00
	上藻川市農協倉庫	10:10~10:30
	三好支所	10:40~11:20
	高瀬集会所	11:30~12:00
	田川(奈良商店)	午後 1:00~1:20
新宮集会所	1:30~2:00	
新宮団地森の家	2:10~2:50	



## 出稼事故見舞金給付制度のご案内

### ●事故見舞金給付制度とは

出稼労働者及び留守家庭のしあわせのために、県と市町村で設立した「財団法人青森県出稼協会」が運営する互助制度で、出稼ぎする方が加入者となり、さらに県、市町村がお手伝いをしてお互いに助け合う制度です。

### ●なぜこのような制度が生まれたか

出稼労働者が安心して就労できるよう、就労先における事故及び留守宅等の火災に対して見舞金を給付することにより、出稼労働者と留守家族の生活安定と福祉の向上を図ることを目的にこの制度を昭和54年5月2日に発足させたものです。

### ●加入するとどんな利点があるのか

加入者は出稼中に事故や災害にあった時に、次表の見舞金の給付が受けられます。

種類	給付金	事故・災害の程度
死亡見舞金	500,000円	出稼中(出発から帰宅まで)における死亡。ただし一時帰省中(帰宅から出発まで)の死亡を除く。
傷病見舞金	80,000円	出稼中における負傷または疾病で休業療養期間が6ヵ月以上である方
	60,000円	出稼中における負傷または疾病で休業療養期間が3ヵ月以上6ヵ月未満である方
	50,000円	出稼中における負傷または疾病で休業療養期間が1ヵ月以上3ヵ月未満である方
廃疾見舞金	200,000円	出稼中における負傷または疾病による廃疾で通常の就労を不能とする程度のもの(労働者災害補償保険法施行規則第4級以上該当の方)
火災見舞金	80,000円	加入者の留守宅の火災による焼失(半焼以上)
	30,000円	加入者の出稼就労先宿舎の火災で加入者に著しい損害を生じさせたもの

### ●加入の手続き

市・市民相談室窓口へ加入申込書に600円を添えて申し込みます。申し込みは本人のほか、家族、グループリーダー、出稼者団体役員などなたでも出来ます。

申し込みによって「加入者」として登録されるほか、出稼協会から「加入登録票」が渡されます。

## 危険です！河川敷内の耕作

最近、岩木川の河川敷内(官有地)に無断で農作物を耕作している個所が随所に見受けられ、水害の対策上懸念されています。

当所では、発見次第禁止の措置をしていますが、いっそうに後をたたく対策に苦慮しています。

耕作の面積や農作物の種類はさまざまですが、このなかには提防の法尻を削って耕作しているところもあります。

これは、大雨や増水時に提防の決壊につながる危険な行為ですので、速やかにやめるようにして下さい。

(東北地方建設局青森工事事務所)

## 秋冬期出稼ぎ選考会のお知らせ

今年の異常気象は、多方面にわたって著しい影響をもたらしくに農業経営者の打撃は大きく極めて深刻です。冷害による減収の補てんを、出稼ぎ収入に求める農家が多く発生するものと予想されます。

出稼ぎを希望する方のため、秋冬期の出稼ぎ選考会が次の日程で行われますから、自分にあった就労先を選んでから出稼ぎするようにしましょう。

県別	期日	場所
神奈川県	10月13日(月)	五所川原公共職業安定所
愛知県	10月15日(水)	市民文化会館2階
東京都	10月21日(火)	〃
埼玉県	10月22日(水)	〃

◎いずれも午前9時～午後3時まで

### ●見舞金受給の手続き

災害や事故が発生した時は、次の書類をそろえて市民相談室の窓口へ申請して下さい。

種類	申請に必要な書類
死亡見舞金	①事故見舞金給付申請書 ②戸籍謄本 ③死亡診断書または死体検案書
傷病見舞金	①事故見舞金給付申請書 ②医師の診断書
廃疾見舞金	①事故見舞金給付申請書 ②医師の診断書または証明書
火災見舞金	①事故見舞金給付申請書 ②所轄消防署長の発行した罹災証明書

### ●申請期間は

給付原因の発生した日(即死以外の場合の死亡見舞金、廃疾見舞金及び傷病見舞金にあっては、負傷または発病の日)から起算して、2年を経過する日まで行わなければ無効になりますからご注意下さい。



## 農業者年金のお知らせ

農業者年金は、農業経営主とその後継者のための年金です。農業者年金に加入すると、加入者が老齢になつて他の農家や自分の後継ぎに経営移譲をして農業経営から引退した場合は、経営移譲年金が60歳から(60歳後に経営移譲したときは経営移譲のときから)終身支給されます。また、経営移譲をしなくても65歳以後は農業者老齢年金が支給されます。

農業者年金は農業者のしあわせのため加入保険料と国の資金をあわせて運用していますが、その加入については、生年月日により加入届出期限が法で規定されています。

### ・当然加入者

国民年金の加入者で、自分名義の経営農地面積が50アール以上の農業経営主。

対象生年月日	保険料納付期限	(注)
昭和13年7月2日 ～10月1日生まれ	昭和55年 10月末日	「保険料納付期限欄」の日までに保険料が納付できるよう、事前に加入手続きが必要です。
昭和13年10月2日 ～昭和14年 1月1日生まれ	昭和56年 1月末日	

### ・任意加入者

- ①国民年金の加入者で、50アール以上の農業経営主の後継者として指定された1人のひと。(引き続き3年以上農業に従事していること。)
- ②自分名義の農地等の面積が30アール以上50アール未満であり、年間の農業労働時間が700時間以上である農業経営主。
- ③農業生産法人の常時従事者である構成員。

対象生年月日	加入申出期限	(注)
昭和15年10月2日 ～11月1日生まれ	昭和55年 10月末日	任意加入資格者は、この加入申出期限までに加入手続きが必要です。
昭和15年11月2日 ～12月1日生まれ	昭和55年 11月末日	
昭和15年12月2日～ 昭和16年1月1日生まれ	昭和55年 12月末日	

※農業者年金についてのお申し込み、ご相談は農業委員会、または農業協同組合にお問い合わせ下さい。

## 水道管布設替えのお知らせ

水道課では、10月1日から11月30日までの予定で国道339号線、旭町の角弘ガソリンスタンドから布屋町、鎌谷町、新田町、栄町の東北タンクまでの区間で水道管の布設替え工事を行ないます。

この工事では、各家庭に引き込みされている水道管も切り替えますので、その際濁り水が出るなどご迷惑をかけますが、ご協力をお願いします。

## 合同行政相談所の開設

行政相談は、無料で秘密を守ります

例えば……  
 ☆道路・河川 → ☆どうかしてもらいたい → 苦情のある方  
 ☆年金・保険 → ☆どうしてよいかわからない → ☆困っている方  
 ☆登記・税金 → ☆テキパキやってもらいたい → ☆困っている方  
 ☆交通安全 → ☆不親切なめにあった → ☆困っている方  
 などについて など なども  
 ご相談下さい

と き 10月16日(木)午前10時 ～午後3時 ※当日おいでになれない方は、次の行政相談委員にいつでもご相談下さい。  
 ところ 市民文化会館  
 主催 五所川原市 坂本甚作 (☎⑤-3048)  
 青森行政監察局 成田栄一 (☎④-2534)





# 新受入図書

## 市立図書館

- |             |         |              |        |
|-------------|---------|--------------|--------|
| 家庭の読書指導     | 清川 道夫   | 戦史ノート        | 児島 襄   |
| 守護霊を持つ      | 桐山 靖雄   | あゝ生きて帰りたい    | 高橋 喜平  |
| 日本武士道史      | 森川 哲郎   | 女が勉強したいとき読む本 | 南 和子   |
| 中年からの出発     | 富士谷あつ子  | 仮想敵国ソ連       | 栗栖 弘臣  |
| 仙術入門        | 田口 真堂   | 操体法の実際       | 茂貫 雅嵩  |
| 意思決定の法則     | 大橋 武夫   | ちりめんの手芸      | 望月 葉瑠  |
| 人を動かす力      | 邑井 操    | 百姓入門記        | 小松 恒夫  |
| 謎の東日流外三郡誌   | 佐治 芳彦   | 農家のくらしを考える   | 山田 辰雄  |
| 日本総論        | 青野 壽郎   | 盆景           | 日本盆景協会 |
| ワシントンの街から   | ハロラン英美  | 詭弁の話術        | 阿刀田 高  |
| 火と燃えた女流文学   | 瀬戸内晴美   | 婦人のグループ活動    | 千野 陽一  |
| 歴史にみる実力者の条件 | 城山 三郎   | 宮殿と迎賓館       | 渡辺 義雄  |
| 女と原野        | 広瀬 悦子   | 戦艦の世紀        | 田中 航   |
| 日本の白書       | 日本情報教育研 | 体を鍛える        | 窪田 登   |
| かしこい転職      | 岩江 次男   | 表現する者        | 大江健三郎  |
| 学歴社会の虚像     | 小池 和男   | 北杜夫の文学世界     | 奥野 健男  |
| サイゴンから来た娘と妻 | 近藤 統一   | 顔田女王         | 井上 靖   |
| 愛しきは古い      | 樋口 恵子   | 六本木奇兵隊       | 飯干 晃一  |
| みごとな女たち     | 上坂 冬子   | 粘            | 円地 文子  |
| 愛すれど孤独      | 吉武 輝子   | 黠い足音         | 小檜山 博  |
| 結婚論         | 遠藤 周作   | 逆髪           | 杉本 苑子  |
| 日本女性史       | 金一 勉    | プラハからの道化たち   | 高柳 芳夫  |

# 地方税法施行30周年記念懸賞論文のご案内

- ＜テ マ＞ 「あすの地方税」「地方の時代の地方税制」「住民の期待する地方税制」「くらしと地方税」「体験からみた地方税」など、地方税について論じるものであればなんでも結構です。
- ＜応募資格＞ 別に定めません。税務職員、学生、住民の皆さん、どなたでも結構です。
- ＜原稿＞ (1)原稿(本文)は200字詰原稿用紙60枚以内(2)の目次、要旨等は含みません  
(2)応募原稿には、①はじめに目次を付し、②800字以内の要旨を添付し、③次いで応募者の住所、氏名、生年月日、職業(勤務先の名称、部課名、職名、在学中の方は学校名、学部、学年)を明記したものを添付して下さい。  
(3)原稿は、未発表のものに限ります。  
(4)応募原稿は返却いたしません。
- ＜送り先＞ 〒105 東京都港区西新橋1-7-1 ㈱自治総合センター ※封書に「30周年記念論文在中」と朱書して下さい。
- ＜締切＞ 10月31日(金)
- ＜入選＞ 1席(1編)30万円 2席(1編)15万円 3席(1編)10万円 佳作(3編)各5万円
- ＜入選者の発表＞ 昭和56年1月上旬(本人に通知するほか、自治日よりなど関係誌上に発表します。)
- ＜その他＞ 入選作品と著作権は、自治総合センターに帰属します。

# 環境衛生「営業相談室」開設

- 設置場所  
〒030 青森市篠田1丁目14の16 青森駅西口前  
青森県環境衛生同業組合連合会  
(電話 0177-82-6072番)
- 相談内容  
(1)経営の近代化、合理化、衛生設備の改善等について  
(2)融資、税務、労務、経理等について  
(3)消費者の苦情等について  
(4)その他営業上の諸問題について
- 相談日  
(1)相談日は毎週月曜日から金曜日、午前10時から午後5時まで。  
(2)各業種別の相談日は下表のとおりです。  
(3)相談は無料です。面接、文書、電話等いずれの方法でも差し支えありません。  
(4)相談の秘密は厳守します。
- 相談員  
(1)経営指導員(厚生省、青森県委嘱)2人  
(2)各環境衛生同業組合所属の経営特別相談員 18人

組合名	相談日毎月	組合名	相談日毎月
理容業組合	第4月曜日	興行組合	第2火曜日
美容業組合	第2月曜日	すし業組合	第3火曜日
旅館業組合	第1木曜日	麺類業組合	第3月曜日
クリーニング業組合	第3水曜日	食肉業組合	第2水曜日
公衆浴場業組合	第1月曜日		

# 技能検定受検のご案内

ライセンスの時代です。国家検定制度を利用し、経営者(事業主)の皆さん受検資格の生じた従業員には技能検定を受けさせ、技能士を高く評価する機運を高めましょう。

□受付 10月1日(水)から10月13日(月)まで

□受検案内 当協会にあります。郵送を希望する方は送  
申請用紙 料60円を添えてお申し込み下さい。  
(受検案内には、資格、実施日、免除実施  
科目等詳細が書かれています。)

五所川原市幾世森57

職業訓練法人 五所川原職業訓練協会

広報紙の早期配布にご協力下さい